

農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務委託仕様書

1 委託業務名

農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務

2 委託業務の目的

本県の農業分野における外国人材に対して、入国前に本県の農業等を教育するための動画を製作する。

3 委託期間

契約の締結日から令和8年1月30日まで

4 委託業務の内容

(1) 動画製作業務

以下の内容を盛り込んだ動画とすること。

①本県農業分野に従事する外国人材の紹介（2～3分程度×2名程度）

紹介内容は、1日の仕事の流れや生活状況等を想定。

②農作業の紹介（5分程度×4種類程度）

農作業は、生産の流れ（畜産）、病虫害防除、土壌、家畜防疫を想定。

(2) 特記事項

- ・動画を製作する農作業については、外国人材を受け入れる農業者と調整の上で決定する。
- ・動画における説明内容は、字幕で表示する
※4（1）① 1,000文字程度、4（1）②800文字程度を想定。
- ・字幕は「日本語版」「英語版」「ベトナム語」「インドネシア語」「ネパール語」を製作する。
- ・動画製作に係る取材は、県内3日間程度を想定。

5 成果品

(1) 業務完了報告書（作成資料の内容等の実績を記載すること） 1部

(2) 製作した動画を全て納めたDVD-ROM 3部

※編集可能な電子データ（MP4）にて提出すること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。

6 委託業務に係る支払方法及び経費について

(1) 委託料は、実績確定後精算払により支払う。

(2) 次に掲げる経費は、支出対象外経費とする。

- ・5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- ・取材、打合せ時の食糧費
- ・租税公課（消費税及び地方交付税は除く）

7 その他の留意点

- (1) 受託者は業務を実施するに当たり、委託者と十分な調整を行う。
- (2) 内容の追加や変更が生じた場合は委託者と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。
- (4) 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は、県に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- (5) 本業務で得られた情報について、県の許可なく流用してはならない。